

●香川県告示第24号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において平成29年1月27日から10年間閲覧に供する。

平成29年1月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成29年1月18日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市香西北町747番8から747番10を経て747番5に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、28の地点から29の地点までを順次結んだ線及び28の地点と29の地点を結んだ線により囲まれた区域

28の地点	芝山四等三角点（北緯34度21分10.206秒、東経133度59分52.529秒）から333度53分05秒、441.80メートルの地点
6の地点	28の地点から305度01分41秒、301.92メートルの地点
7の地点	6の地点から334度59分28秒、99.98メートルの地点
44の地点	7の地点から4度59分53秒、150.15メートルの地点
47の地点	44の地点から120度03分13秒、425.08メートルの地点
48の地点	47の地点から153度45分24秒、33.28メートルの地点
32の地点	48の地点から210度02分23秒、90.37メートルの地点
31の地点	32の地点から213度05分31秒、25.08メートルの地点
30の地点	31の地点から214度29分37秒、40.02メートルの地点
29の地点	30の地点から213度27分48秒、10.02メートルの地点

(3) 面積

81,686.40平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成6年9月5日

(2) 免許番号

5港A第67号